

2024年9月24日

埼玉県知事
大野元裕様

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会
理事長 近藤 嘉



〔社員団体と代表者〕

日本労働組合総連合会埼玉県連合会	会長	平尾幹雄
中央労働金庫埼玉県本部	常務理事	谷内聡
こくみん共済coop埼玉推進本部	本部長	金井浩
一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター	理事長	佐藤道明
埼玉県勤労者生活協同組合	理事長	柳川聡一
埼玉県生活協同組合連合会	会長理事	吉川尚彦
生活協同組合パルシステム埼玉	理事長	樋口民子
医療生協さいたま生活協同組合	理事長	雪田慎二
労働者協同組合ワーカーズユープ センター事業団埼玉事業本部	本部長	成田誠

要 請 書

本県は今、「人口減少・超少子高齢社会の到来」、そして「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という、時代の転換期における2つの歴史的な課題に直面しています。

これら歴史的課題に敢然と立ち向かい、10年後、20年後を見据えた未来志向の施策を展開することで、県の持続的な発展に向けた礎を築いていくという強い決意のもと、全力で県政に取り組まれている大野元裕埼玉県知事に敬意を表します。

当協議会は、1972年の設立以来、一貫して埼玉県における勤労者の福祉活動を推進し、生活の安定・安心及び社会的地位の向上に寄与することを目的として諸活動を行ってまいりました。

また、広く県民の生活をサポートする観点から、県内3箇所で無料法律相談会を開催しているほか、東日本大震災による広域避難者の支援、生活困窮者自立支援事業へのフードバンク活動等を通じての支援など、共生の地域社会づくり事業を推進しております。

埼玉県の人口は今後減少し、75歳以上の高齢者人口が全国で最も速いスピードで増加する見込みです。人類が経験したことのない超少子高齢社会への対応は、医療・介護ニーズの増大や、地域の担い手不足などが懸念され、社会そのものの在り方の転換を余儀なくされます。

社会の在り方が変化し、多種多様な価値観が広がっている中、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現のために、当協議会が取りまとめた政策・制度につきまして、ご理解を賜りますとともに、令和7年度県政施策に反映していただきますようご要請申し上げます。

以上

2024年度埼玉県に対する政策・制度要請

1. 企業における生物多様性保全活動の推進と支援

私たちの暮らしや経済は、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

2022年12月開催の生物多様性条約締約国会議（CBD COP15）では、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が決定されました。同枠組において事業者は、気候変動対策、過剰消費の削減、持続可能な生産、生物多様性への投資等の取り組みを進めることで、ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進に寄与することが期待されています。

企業は、企業活動を通じて国内外の生態系に依存していること、また生態系に大きな影響を与えていること、さらに、製品やサービスを通じて消費者とも繋がったり市場を変革したりするという重要な役割を担っています。また、近年、短期的に得られる利益だけではなく、生物多様性配慮を含むESG対応をベースとした持続的成長性への期待が、企業の価値評価へ大きな影響を与えるようになりつつあります。

企業における推進活動を加速させ、その取り組みを評価する観点から、県の様々な事業等の入札・契約において、生物多様性の保全や自然資本の持続的利用等を加点要素とするよう要請します。

2. 適切かつ持続的な医療提供体制の構築

埼玉県の人口10万人当たりの医師数は、全国平均に比べ低い水準にあり、また、医師の都市部への集中などによる地域偏在や、産科、小児科、救急等を担当する医師が少ないなどの診療科偏在への対応も課題となっています。同様に、看護職員についても、人口10万人当たりで見ると全国平均を大きく下回っている状況にあります。将来の医療需要を踏まえ、適切かつ持続的な医療提供体制を構築していくためには、各医療機能に対応できる医療従事者を確保していく必要があります。

また、救急医療体制においては、三次救急医療機関である救命救急センターの数は年々増加していますが、一方で、二次救急医療機関の数はほぼ横ばい、むしろ減少傾向にあることが指摘されており、このことは、高齢者の救急利用の増加、急性な疾患や外傷患者の受け入れにおいて、特定の病院や医師・看護師が過度な負担を強いられていることを意味しています。

全ての県民が県内各地域において、いつでも必要な医療サービスを安全・安心に受けられるよう、地域偏在と診療科偏在の解消、そのための医師・看護師不足の解消ならびに二次救急医療機関の拡充を要請します。

3. 難病患者に対する雇用促進施策の拡充

山梨県は全国で初めて、令和6年度県職員採用選考試験に障害者のみならず、難病患者も対象とした新たな試験区分を導入しました。この選考試験は、障害者の雇用の促進等に

関する法律の趣旨に基づき、障害者・難病患者の雇用の促進を図ることを目的としています。

県職員の採用では障害者手帳を持つ人が対象の枠はあるものの、難病患者の中には手帳の交付条件に当てはまらない症状を抱えるなどして、障害者手帳を取得できない人もいるのが現状であり、こうした中、山梨県は就労を支援しようと、令和6年度の採用試験から難病患者を対象とした新たな枠を設けました。

埼玉県では、令和6年度より専任アドバイザーを新たに配置し、難病患者の雇用促進に取り組んでいますが、新たな難病患者への雇用促進策として、障害者手帳の有無にかかわらず、県職員採用選考試験に難病患者を対象にした採用枠を設けるよう要請します。

4. 学校教育における包括的性教育の推進

現在の学習指導要領の「はどめ規定」の存在により、若い世代の性に関する知識不足や社会全体のジェンダーに対する知識・理解不足に加え、そもそも性に関するリスクから子どもを守る仕組みが手薄になっていると言わざるを得ません。

子どもたちは様々な性の困りごと・悩みを抱いたときに SNS などに頼っている状況ですが、SNS などには誤情報が氾濫しており、性感染症や性犯罪、そして性暴力、また予期せぬ妊娠や中絶、デートDVなどに発展してしまうケースも少なくありません。

児童生徒が、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ために、発達段階に応じた包括的性教育を実施するよう次の事項を要請します。

- (1) 学校教育活動全体を通じて「包括的性教育」の実践を図ること。そのための授業時間数の確保や教職員の資質向上及び負担軽減措置を推進すること。
- (2) 包括的性教育を実施するための教育現場の環境整備など、多様な学びのための予算の確保を図ること。
- (3) 包括的性教育の実施にあたっては、国際的な性教育の指針である「ユネスコ 国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を積極的に用いること。
- (4) 包括的性教育の実施にあたっては、児童生徒のみならず保護者や地域の方々にも学ぶ機会を提供すること。
- (5) 包括的性教育の実施にあたっては、産婦人科医や助産師をはじめとする性の専門家を外部講師として積極的に活用すること。

5. 学校における産婦人科医を活用したヘルスケアの実施

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要な施策です。

思春期の女子の多くは、日常生活で何らかの活動制限などを意識することになり、性のトラブルも含めて、月経に対してネガティブな感情をいだきやすくなります。

また、月経や月経随伴症状で生理的範囲を逸脱した状況や障害・疾病と考える状況が起こることもあり、適切なアドバイスや診療を受けなければ、生涯の健康に甚大な影響を与

えることもあります。

しかしながら、月経困難症やダイエット等による無月経、第二性徴の遅れ、性感染症など、思春期の健康上の問題は学校健康診断では見過ごされているのが現状です。また妊娠の可能性がある場合も、適切なサポートを受けるために早期に相談できる体制を整えることが望まれます。

埼玉県が取り組む「プレコンセプションケア(思春期の将来の妊娠などを踏まえた健康)」に関する相談窓口機能としての体制強化にも繋がることから、中学校ならびに高等学校に産婦人科医を学校医として任用し、ヘルスケアに関する専門的な相談等を実施するよう要請します。

6. 孤独・孤立者への支援

本年4月1日から「孤独・孤立対策推進法」が施行され、6月11日には、法に基づく重点計画が決定をされました。埼玉県では、既にポータルサイトを立ち上げ、ライフステージ別や悩み別に相談窓口を掲載するとともに、官民連携プラットフォームを設置し、支援のための知恵と資源を出し合う体制が構築されています。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階において誰もが生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要です。

今後、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、孤独・孤立対策を着実に推進していくため、次の事項を要請します。

- (1) 広く県民の孤独・孤立に対する関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な広報・啓発活動を積極的に行うこと。
- (2) 県が進める官民連携プラットフォームについて、孤独や孤立を感じている方と行政とのつながりをさらに強固なものとするために、より身近な圏域でのプラットフォームを展開すること。
- (3) 今後実施する一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の養成の促進・普及を積極的に取り組むこと。
- (4) 社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと。

7. ひとり親家庭への支援

家計の維持とこどもの養育を一人で担い、経済的にも厳しい状況にあるひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭のこどもが、心身ともに健やかに成長できるような環境を整備していくことが求められています。

ひとり親家庭への支援については、安心して子育てをしながら経済的に自立をした生活ができるよう、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」

の4本柱により施策を推進し、ひとり親家庭の自立の促進に対する支援や、子育て・生活環境の整備を行うよう要請します。

また、支援を必要とするひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けることができるよう、ワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るよう要請します。

8. 放課後児童クラブの機能強化

(1)「こどもの最善の利益」の視点に立ち、こどもに安全・安心な生活を保障する放課後児童クラブの役割を果たすために、事業の根幹を担う専門性を持った放課後児童支援員が必要です。支援員が自らの仕事を通して、放課後児童クラブの目的・役割を果たすため、次の事項を要請します。

- ①放課後児童支援員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかれること。
- ②こどもとの安定的なかかわりが継続できるよう、放課後児童支援員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ③放課後児童支援員の勤務時間として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ④専任の放課後児童支援員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ⑤放課後児童支援員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

(2)埼玉県は国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を作成し、埼玉県が目指す放課後児童クラブの望ましい基準を示しています。

しかしながら、埼玉県が毎年実施している「放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果（調査日令和5年5月1日現在）」によれば、支援の単位の規模40人以下の適正規模である支援の単位は、2,015か所のうち1,232か所で、全体の61.1%でした。また、1つのクラブを複数の支援単位に分ける場合に、支援の単位ごとに壁やパーティションで区切らずに実施している支援の単位は、2,015か所のうち530か所で、全体の26.3%となっています。

さらに、児童1人あたり設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている支援の単位は、2,015か所のうち1,482か所で、全体の73.5%でした。

「待機児童問題」「小1の壁」の解消は喫緊の課題ですが、保護者が安心して就労等ができるようにするとともに、遊びや生活を通じたさまざまな交流や助け合いなどにより、こどもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する場所である放課後児童クラブは、こどもたちにとって短くない時間を過ごす場であるにも関わらず、居心地のいい場に必ずしもなっていません。

こども集団の規模の上限を超えて大規模化した放課後児童クラブを分割し、複数の「支

援の単位」を置く場合や放課後児童クラブを新設する際には、次の要件を満たすよう要請します。

- ①生活をおくるうえでの基礎的な単位（生活集団）が、継続的に分けられていること。
- ②基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること。

9. 外国人児童生徒に対する日本語指導・支援体制の充実

言語や宗教、生活等の多様な文化的背景がある外国人児童生徒にとって、将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、日本語教育環境を整備することは重要です。

今後とも在留外国人は拡大する見込みであり、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導等の充実を図るため、次の事項を要請します。

- (1) 外国人のこどもの就学状況が把握されるとともに、就学案内や就学勧奨の徹底により、公立小・中学校等への就学を希望する全ての外国人のこどもが就学することができること。
- (2) 県内どの地域の公立学校においても、充実した日本語指導等を受けることができること。
- (3) 日本語指導が必要な全ての児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができること。
- (4) 外国人児童生徒が快適に学校生活を送るために、とりわけ重要なのは、保護者への情報伝達です。保護者と学校間における円滑なコミュニケーションが図られるよう、保護者に対する取り組みを充実すること。

10. こどもの多様な才能を開花させる「学びのサード・プレイス」の拡充

こどもの多様な好奇心・探究心を全て学校で満たすことは困難であり、また、それらの好奇心や探究心に応え、多様な才能を伸ばす努力は、これまで主に放課後の課外活動（部活動等）や各家庭の努力によって行われてきました。

しかしながら、課外活動や家庭の努力にも限界があり、こども一人ひとりが持つ多様な「個性」「才能」「創造性」を一層伸ばすことのできる居場所が必要です。

学校外の民間事業者・大学・NPO等が中心となって、オンラインも活用した学びのコミュニティ「学びのサード・プレイス」を創出するよう要請します。

11. 国際協同組合年に向けた協同組合への支援

国連は2025年を「国際協同組合年」とすることを宣言しました。2012年の国際協同組合年においては、「協同組合がよりよい社会を築きます」をスローガンに地域の諸課題の解決に取り組んだところです。

2025年の国際協同組合年に向けては、協同組合の取り組みをさらに広げ進めるため、ま

た、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた実践と、地域社会や経済の発展への貢献について、協同組合の役割を高めることが課題と考えます。

埼玉県においては、協同組合との積極的な対話を進めるとともに、協同組合の社会的認知を高めるため、協同組合の役割について県民への周知と理解を促進するよう、財源措置を含めた支援を要請します。

12. 労働者協同組合の活用促進

労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織であり、令和4年10月1日に法施行された以降、令和6年8月20日現在で102法人が設立されています。

引き続き、周知広報等を行うことで、円滑な法律の施行を図るとともに、多様な働き方が可能となる環境整備や多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取り組みを支援するために、NPO法人とも異なる新たな法人格である労働者協同組合の活用を促進するよう要請します。

加えて、新たに労働者協同組合を立ち上げる際のスタートアップに掛かる費用について、補助制度を設けるよう要請します。

13. 地域での食育の推進

家族や誰かと共に食事をしながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であり、共食を通じて食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する機会にもなります。また、健全な食生活を営めるよう、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスに優れた日本型食生活を実践することも重要です。

しかしながら、高齢者の一人暮らしが増加し、ひとり親世帯や貧困の状況にある子どもが一定数存在するなど、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、食育推進の観点から、地域の人々との多世代交流や子ども食堂など地域での様々な共食の場づくりを進めるよう要請します。

14. 多様な食料の提供に向けた円滑な食品アクセスの確保

経済的理由により十分かつ健康的な食事がとれない者等に食品を提供するフードバンクや子ども食堂、フードパントリー等の取り組みが広がりを見せています。

一方、こうした取り組みは自立的な活動であるため、地域によってその支援に差がある場合や、同一・近隣地域で発生する規格外農産物や未利用食品などの食品ロスとの連携が十分でないなど、フードチェーンが繋がっていない状況は少なくありません。このように、地域によって食品アクセスの確保に関する現状や課題が異なることから、地域の実情に応じた対策が必要です。

地方公共団体を中心に生産者・食品事業者、フードバンク・子ども食堂、社会福祉協議会等の関係者が連携した、地域における円滑な食品アクセスの確保に取り組むための体制づくりに向け、支援するよう要請します。

15. 労働者福祉事業団体および県内協同組合に対する支援強化

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会では、中央労働金庫埼玉県本部、こくみん共済coop 埼玉推進本部、一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県生活協同組合連合会、生活協同組合パルシステム埼玉、医療生協さいたま生活協同組合、埼玉県勤労者生活協同組合、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団埼玉事業本部が参加し、「非営利・協同セクター」として埼玉県民の生活支援を行っています。

埼玉県におかれましては、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会をはじめ各構成団体への引き続きの支援を要請します。

以上